

Criteo サービスの提供に際し、Criteo SA と広告主は下記の販売条件および国別別表（以下「本販売条件」という）に合意するものとします。Criteo SA が、自己および他の Criteo 関係会社を代表して本販売条件に合意します。本販売条件に定めるサービスおよび請求処理は、Criteo 関係会社が実施する事があります。

1-定義と解釈

| | |
|----------------------|--|
| 本契約 | 本販売条件および広告主が発注する関連する広告掲載申込書をいいます。 |
| 集計広告主データ | 広告主にサービスを提供する目的で Criteo により収集されたもので、もはや広告主との関連性のない広告主データであり、広告主の特定をしないものや特定ができないものをいいます。 |
| 本バナー | 広告主の商品またはサービスを宣伝する広告（Criteo テクノロジーが最適化するもの）をいいます。 |
| 広告主コンテンツ | 本バナーに表示するため、広告主がデータフィードその他の方法により Criteo に提供する画像、グラフィック、テキスト、データ、リンクその他のクリエイティブ要素をいいます。 |
| 広告主データ | Criteo が、広告主のウェブサイト等資産に設定する Criteo タグにより収集するデータをいいます。この中には、広告主のウェブサイト等資産におけるユーザーの行動に関するイベントを記録するクッキーなどの技術により、ユーザーに特有の情報（ページビュー、ユーザーが閲覧した商品、ユーザー検索など）を含みます。 |
| Criteo データ | Criteo の広告配信アクティビティに関するデータ（ユーザーに対する広告表示回数、集約済み広告主データで広告主を特定しないものまたは特定が不可能なものを含む）をいいます。 |
| Criteo ネットワーク | その名称が広告主には非開示であり、Criteo が本バナーを表示するために自由裁量により直接または間接的に取引するものパブリッシャーのネットワークをいいます。 |
| Criteo サービス | 広告主が広告掲載申込書で選択するサービスをいいます。 |
| Criteo 調達データ | 広告主に対する Criteo サービスの提供とは無関係に、第三者が Criteo に提供する集約済みデータ（パブリッシャーのデータが含まれる事がある）をいいます。 |
| Criteo テクノロジー | Criteo の有するパフォーマンスディスプレイ広告技術（適切なユーザーに適切なタイミングで適切な広告を表示するためのもの）をいいます。 |
| クロスデバイスリンク | 同一のユーザーにより使用される、または使用される可能性がある複数のブラウザおよび/またはアプリケーション/デバイスを関連付ける行為をいいます。 |
| 本データ | 広告主データ、Criteo データおよび Criteo 調達データをいいます。 |
| 広告掲載申込書 | 広告主が発注する注文（選択するサービスの種類、サービス期間、予算、価格その他固有の条件を記載したもの）をいいます。 |
| ターゲットオーディエンス | Criteo ネットワーク上のユーザー（Criteo テクノロジーによるパフォーマンス広告バナーの対象となるもの）をいいます。 |

2-サービスの設定 広告主は、その広告主がサービスの受領に興味を示す可能性のあるその他の Criteo 製品およびサービスを提供または改善するために、Criteo が都度書面にて指定するその他の要件や仕様を含む、Criteo サービスの技術要件および仕様を順守します。これらの技術仕様には、次の作業が含まれる場合があります。i) Criteo 提供



のコード、タグ、クッキーを広告主の資産（ウェブサイトや、該当する場合にはEメールニュースレターを含む）に組み込むこと。ii) 本バナーに掲載する商品および/またはサービスのカタログファイルをCriteoに提出すること。またiii) 本バナーに表示するロゴなどの広告主コンテンツをCriteoに提出すること。広告主は、自己の責任によりこれら上記の作業を実施します。Criteoは、広告掲載申込書に記載された日付を保証するものではありません。広告キャンペーンを設定する際には、広告主がキャンペーンのターゲットオーディエンスを選択し、それによってCriteoサービスを提供する関係会社を決定します。キャンペーンが複数の場合、複数のCriteo関係会社がキャンペーンを提供する事があります。さらに広告主は、Criteoの諸ポリシー（プライバシーポリシーや広告ガイドラインを含む<http://www.criteo.com/en/legal/terms-and-conditions-criteo-service>）を常に順守します。広告主は、Criteoの業務や新製品・サービスに適応させるために、諸ポリシーが適宜更新される場合があることを認識し、ポリシーに重大な変更がなされる場合、Criteoは当該変更について事前に通知します。Criteoの企業倫理・行動規範は、Criteoのウェブサイト上に掲載しております。

3-バナーの表示 広告主は、本バナーのCriteoネットワーク上での表示について、ならびに本バナーの表示場所（と頻度）および広告主間における優先順位について、Criteoの絶対的な自由裁量に委ねることを認め、これを承諾します。広告主は、本バナーが直接的または間接的に競合する企業のバナーと並んで表示される場合があることを了承します。Criteoは、広告主に対して事前の予告または補償を行う事なく、Criteoテクノロジーの変更または本バナーの表示中止もしくは拒否の権利を留保します。Criteoは、ポルノ、中傷的、わいせつまたは不法な性質を有するウェブサイトその他のメディアに本バナーを表示しないよう、経済的合理性の認められる範囲で努力します。本バナーが前述のメディアに表示されていることを広告主がCriteoに書面で通知した場合、Criteoは、速やかに当該本バナーを削除します。

4- 測定およびパフォーマンスレポート Criteoは、自己のサーバーを用いて、本契約による請求金額の計算に必要なインプレッション数、クリック数その他の計測値を測定します。広告主は、Criteoによる測定が最終結果であり、これ以外のあらゆる測定結果に優先することを承諾します。Criteoは広告主に対し、統計情報を日常的に確認しアカウントを管理するためのオンラインインターフェイスを提供します。この統計情報は、最大48時間の遅れで更新されます。何らかの変更（予算の調節、キャンペーンの休止を含むが、これに限定しない）を、広告主自身が行い了承した場合、または広告主の指示によって行った場合には、広告主がすべての責任を負い、当該変更によって生じるすべての費用は広告主が負担します。広告主は、広告主が書面により伝達指示を行う場合、Criteoが当該書面にもとづいて広告主に代わって変更（CPC範囲、最小値、最大値、主要キャンペーン成果を含むが、これに限定しない）を行うことを認めます。さらに広告主は、秘密情報である個人用パスワードおよびIDの使用と保管について責任を負い、これを忘れた場合、または過失により流出させた場合は、速やかにCriteoに書面で通知します。

5-請求処理と支払い 広告掲載申込書上に、Criteoサービス設定に対する広告主の最小予算額（該当する場合）を記載します。Criteoは、自己の自由裁量により、広告掲載申込書上の記載にもとづき、広告主に前払いを求める権利を有します。Criteoサービスの請求は広告掲載申込書に基づいて処理され、この中にCriteoサービスのコストが含まれます。Criteoサービスを実施するCriteo関係会社から広告主に対して毎月、請求書が送付されます。複数のキャンペーンが実施された場合、通貨別に複数の請求書が送付される場合があります。Criteoは、広告掲載申込書で設定された予算を必ず消化することを保証するものではありません。国別別表または広告掲載申込書に別段の定めがない限り、広告主は請求書の日付から30日以内に、相殺なく全額を支払うものとします。Criteoへの支払いは、請求書の通貨で行うものとします。その時点で支払い義務のある、法律により定められた税額は、請求金額には含まれません。支払い期限を超過した場合、Criteoは法定利子または広告掲載申込書に記載された利子、および回収費用を請求する権利を保有します。請求書に対して何らかの申し立てがある場合、受領後1ヶ月以内に申し立てるものとします。広告掲載申込書に別段の定めがない限り、広告主は請求金額の全額を支払うものとします。

6-知的財産各当事者はそれぞれ、本契約の締結前に所有していた知的財産権の単独の所有者であることには変わりはありません。CriteoはCriteo技術およびCriteoデータに関する全ての知的財産権の単独の所有者です。広告主は広告主データに関する全ての知的財産権の単独の所有者です。広告主は Criteo に対し、次の事項を行う事を認めます。(i) 広告主データを収集、使用、分析および処理する事、広告主データを Criteo データおよび Criteo 調達データと組合せる事ならびに広告主向けのサービスを実行する事。(ii) 集約済み広告主データを利用して、Criteo テクノロジー、Criteo サービスその他の Criteo 製品、例えば Criteo の Eメールマーケティングサービスのようなプログラムおよび/またはサービスを改良する事。(iii) 法律によって要求される場合に、広告主データを開示する事。本契約の期間中、広告主は、Criteo（Criteo の関係会社を含む）に対し、(a) Criteo ネットワーク、(b) Criteo サービスの宣伝資料上で、広告主の商標およびロゴを使用、複製、表現すること、またバナーの広告主コンテンツを表示、複製および表現することを、全世界に適用される、使用料不要の、譲渡不能のライセンスとして認めます。Criteo は、プレスリリースに広告主の社名、ロゴおよび/または商標を使用する場合、事前に広告主に許可を求めます。広告主は Criteo テクノロジーに関し、コードの書き換え、リバースエンジニアリングまたは二次的著作物の制作を一切行ってはなりません。



7-保証と免責 Criteo は、本条に定めるものを除き、どのような事項（ただし、とりわけ本契約に基づいて提供する Criteo テクノロジー、Criteo ネットワークその他の各種サービスの非違反性、品質または特定の目的に対する適合性だが、これに限定しない）について、明示または黙示のいかんを問わず保証または条件を付しません。広告主は Criteo に対し次の事項を保証します。(i) 広告主が、本契約を締結する権利、能力および権限ならびに本契約に定める義務を遂行する権利、能力および権限を有していること。(ii) 広告主が、第三者の権利（知的財産権を含むがこれに限定しない）を侵害することなく、広告主コンテンツを Criteo に提供して発表する権利を有していること。(iii) 広告主コンテンツが、本パナーが表示される司法管轄区域におけるすべての適用法令、一般法令、規則、契約、規程、広告およびマーケティング行動基準を順守していること。(iv) 広告主コンテンツが、わいせつ、中傷的または適用法令に反する内容を含んでなく、わいせつ、中傷的または適用法令に反する内容のサイトへのハイパーリンクを使用していないこと。(v) 広告主が、関連するデータ保護法令を順守し、データフィードなどにより個人情報を提供しないこと。(vi) 本契約に基づいて提供する情報が、真実、正確、完全および最新のものであること。(vii) 広告主が、全ての適用法令（Criteo が提示するガイドラインおよび方針を含む）を順守すること。本第 7 条の違反または真実であれば本条の違反となる申立てのため第三者によって訴訟、法的手続き、主張、損害（直接または間接的のもの）、費用、法的責任および経費（訴訟費用および弁護士費用を含む）が生じた場合には、広告主は、Criteo を防御、保護し、Criteo に危害が及ばないように図ります。

8-責任 各当事者は、本契約に関連して生じる特例的、間接的、偶発的、結果的、懲罰的な損害については、当該損害の可能性について予告を受けていたか否かのいかんを問わず、適用法令で認められる最大範囲で責任を負いません。各当事者は、当事者の合理的な支配が及ばない事象（火災、洪水、暴動、戦争、テロ行為、地震、停電、市民暴動、爆発、禁輸措置、ストライキを含むがこれに限定しない。以下「不可抗力事象」と総称する）が発生した結果、本契約の不履行または遅延が生じた場合、責任を負いません。広告主は、広告主が支払う価格には取引に内在するリスクを考慮したものであること、およびこれが公正なリスク配分であることを認識し承諾します。誤解を避けるために確認すると、本契約の定めによって、不正行為、重大な過失、死亡、人身事故その他法的責任の除外または責任が違法である事項について、各当事者の法的責任を除外または制限するものではありません。本契約により各当事者が負う法的責任（契約上、不法行為その他原因のいかんを問わない）は、上記第 7 条に定める免責条項を除き、法律で認められる最大範囲で一般的または直接的な金銭損害に限定し、過去 6 ヶ月間にわたる広告主への請求金額に相当する額を上限とします。

広告主は、第三者が詐欺または不正目的によりインプレッション、クリックその他のアクションを発生させる事により本契約に基づく請求金額に影響が生じるリスクが存することを認識し承諾します。Criteo は、第三者によるクリック詐欺その他の不正行為について、広告主に対して一切の責任を負いません。

9-プライバシー 広告主は、自己のウェブサイト等資産（第 2 項上述の技術仕様書や Criteo が書面にて要求および指定するものがあれば、E メールニュースレターやウェブサイトを含みます）に上述のコードおよびタグを含めることを承諾します。Criteo は、上述のタグにより受信するデータを、Criteo サービス実施および Criteo テクノロジーの強化および/または時に広告主が受領に興味を示す可能性のあるその他の製品、サービスの提供および改善のために利用します。Criteo は、当該データの収集および使用に当たり、適用法令（プライバシーおよびデータ保護を規定する法令を含むがこれに限定しない）を順守します。広告主は、自己のウェブサイト等資産に (i) プライバシーポリシー（Criteo のプライバシーポリシーへのリンクを含む）、また、それが法的義務である場合は、(ii) 適用法令に準拠した適切な通知および選択手段を含めることに責任を負います。通知が法的要件となっている場合は、当該通知に、(i) 広告主のウェブサイト等資産の閲覧を継続することによって、ターゲット広告への利用を目的としてクッキー（またはその他のトラッキング技術）が保存されることにユーザーが同意したとみなされる旨、および、(ii) ユーザーが、Criteo のサービスについて、詳細を知ることができ、また、そのサービスを拒否することができる旨を、ユーザーにわかるように記載します。該当する場合、広告主は、データがクロスデバイスリンクの目的で収集および/または Criteo と共有される場合がある旨開示することに責任を負います。本パナーそれぞれには、ユーザーが Criteo サービスを無効化する方法を記載（および「オプトアウト（広告配信停止）」を挿入）した Criteo プライバシーポリシーのページ（www.criteo.com/us/privacy-policy）へのリンクを含めます。

10-期限および解除 本契約は、広告掲載申込書の日に適用が開始し、(i) 広告掲載申込書に記載される日、または (ii) 広告主が選択した総予算額（広告掲載申込書で指定したもの）が消化された日のいずれかに失効します。各当事者は、次の場合に、他の権利および救済手段に影響を与えることなく、他方当事者に対する書面を發することにより、本契約を即時解除することができます。(a) 他方当事者が本契約に定める義務について重大な違反を犯し、是正可能な違反であれば当該違反を指摘し是正を要求する通知を受けてから 7 日以内に是正しない場合、(b) 不可抗力事象が 2 ヶ月以上続いた場合、(c) 適用法で許される範囲で、いずれか一方の当事者による支払い不能、清算手続き開始、財産保管理人指名その他適用法令による類似の手續き開始の場合。本契約の失効または解除（理由のいかんを問わない）は、各当事者がその時点で有する未回収の債権または負債に影響を及ぼさず、失効後または解除後も効力が存続することを明示または黙示している条項に影響を及ぼしません。



11-守秘義務 各当事者は、本契約の条項または他方当事者（その関係会社を含む）から開示された業務もしくは業務に関する秘密情報を本契約で明示的な定めのない者（各当事者の代表者もしくは顧問を除く。また法令もしくは法的監督機関により求められる場合を除く）に対して開示しないことに責任を負います。法令または法的監督機関により開示が求められる場合、当該要請を受けた当事者は、開示に先立ってできる限り速やかに他方当事者に書面で通知し、他方当事者から依頼がある場合には、保全命令その他の救済が得られるよう協力するものとします。

12-譲渡不能 広告主は、事前に Criteo の書面による同意を得ることなくして、本契約または本契約による法律上または衡平法上の権利について、譲渡、サブライセンスその他の方法による取引を行ってはならず、本契約に定める義務の一部または全部を外注してはならず、これと同類の行為を意図してはなりません。

13-その他

- (i) Criteo は、いつでも本販売条件を変更する権利を留保します。本販売条件は、次のリンク先にオンライン掲載された時点で即時効力を発します。
<http://www.criteo.com/en/legal/terms-and-conditions-criteo-service>
変更後の本販売条件は、変更後に締結する広告掲載申込書および広告掲載申込書更新に自動的に適用されます。
- (ii) 国別別表に別段の定めがない限り、本契約はフランスの法律に準拠します。両当事者は、本契約に起因または関連して生じる紛争または問題について、パリの裁判所の専属管轄権に服します。
- (iii) 本契約の修正は、各当事者の然るべき代表者が締結する書面合意によってのみ行われます。各当事者は、広告掲載申込書の作成または送付、および広告掲載申込書の条件変更（更新を含む）には、電子的フォーマットを妥当な連絡手段と見なすことを認識し承諾します。通知類は全て、当事者間で取り交わされる広告掲載申込書に記載する連絡先に送付します。
- (iv) 広告主は、広告主の文書類とりわけ発注書に別段の記載がある場合も、広告掲載申込書で申し込みをすることにより、本販売条件を完全に承諾したものと見なします。本販売条件および各広告掲載申込書は、本契約の一部を構成します。Criteo サービスに関して、本販売条件と広告掲載申込書の間に矛盾がある場合、広告掲載申込書が優先されます。
- (v) 本契約は、当事者間における同意事項のすべてであり、事前に当事者間で取り交わされた理解、コミットメント、表明または同意事項（書面、口頭のいずれかを問わない）のすべてに優先します。
- (vi) 本契約に定める条項が、いずれかの裁判所または管轄区域の行政機関により無効または履行不能と見なされた場合にも、本契約に定めるそれ以外の条項は、当該無効性または履行不能性の影響を受けず有効に存続します。
- (vii) 本契約は、複数の言語で作成します。言語間における本販売条件の食い違いにより紛争が生じた場合、英語版を優先します。
- (viii) 本契約または法律によって生じる何らかの権利、権限、資格、請求または救済策についての実施、行使、履行が遅延または不履行（全面的または部分的に）の場合も、当該権利その他の権利を放棄したものと解釈することはできず、その後の時点、その他の事例において、当該権利またはその他の権利、権限、資格、請求または救済策の実施を妨げません。
- (ix) 本契約に別段の定めがない限り、第三者は本契約に定める権利または義務を有しません。



国別別表

本販売条件と本国別別表の間に矛盾がある場合、Criteo サービスに関して本国別別表を優先します。

本契約により Criteo サービスを提供する Criteo 企業は、広告主が選択するオーディエンスにもとづいて決定します。当該 Criteo 企業が、第 5 条に従って広告主に請求書を出し、関係するリスクおよび義務をすべて負担します。Criteo SA は、広告主の事業活動および営業交渉を行いません。該当する各地域の Criteo 企業は、本契約の締結を Criteo SA に委託しています。

本契約の準拠法および本契約に起因または関連して生じる紛争または問題について専属管轄権を有する裁判所は、Criteo サービスを提供する Criteo 企業によって異なります。詳細を下記の表に示します。下記の表にはまた、本販売条件に代替または補足する追加条項も示します。

日本で実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo 株式会社

本契約の準拠法: 日本法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: 日本の裁判所

シンガポール、香港、マレーシア、タイ、台湾、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ラオス、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、バングラディッシュ、ブータン、マカオ、ネパール、パキスタン、スリランカで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Singapore Pte. Ltd.

本契約の準拠法: シンガポール法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: シンガポールの裁判所

韓国で実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Korea

本契約の準拠法: 韓国法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: 韓国の裁判所

ドイツ、オーストリア、ポーランド、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、リヒテンシュタイン、マケドニア、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、ウズベキスタンで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo GmbH

本契約の準拠法: ドイツ法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ミュンヘンの裁判所

本契約に適用される追加または固有の条項:



8-責任の制限: Criteo は (i) Criteo、その法定代理人、または経営陣やその他業務執行を補佐する者の故意の違法行為または重大な過失によって生じた損害、(ii) Criteo、その法定代理人、または業務執行を補佐する者の故意または重大な過失による人身事故や健康被害、死亡、および (iii) 保証された特性の欠如によって生じた損害および製造物責任に関する損害（ただし、これらに限定するものではない）の責任を負います。Criteo は Criteo、その法定代理人、またはその他業務執行を補佐する者の一義的契約義務違反により生じた損害の責任を負います。一義的契約義務とは、本契約の本質を形成し、かつ契約の締結と遂行において決定的に重要である基本的義務のことをいいます。Criteo が単純な過失によって一義的契約義務違反をした場合は、Criteo が負うべき損害賠償責任は、当該サービスを遂行した時点において Criteo が予見することができた金額を限度とします。Criteo は、単純な過失による、一義的契約義務以外の義務違反の損害賠償責任は負いません。

ロシア、ウクライナで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo GmbH

本契約の準拠法: ドイツ法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ミュンヘンの裁判所

本契約に適用される追加または固有の条項:

Criteo は、各報告対象期間（1 暦月）の終了後 10 日以内に、当該報告対象期間中に発生した請求金額を表示する月次請求書および署名済みサービス承認書を広告主に送付します。広告主は、サービス承認書に署名のうえ Criteo に返送するものとします。サービス承認書には、本契約の番号および日付、報告対象期間中に本契約下で実施されたサービスの量および総額を記載します。

広告掲載申込書で後払いを指定した場合、広告主は、請求書日から 30 日以内に請求書に記載の金額を支払います。

広告掲載申込書で前払いを指定し、Criteo がサービスを提供しなかった場合または広告掲載申込書に記載の予算額を消化できなかった場合には、Criteo は自己の裁量により、次のいずれかを決定する事ができます。(i) サービス提供に対し支払われた金額をサービス対象月間の最終日から 30 日以内に銀行振込により広告主に返金すること。(ii) 予算を消化するまでサービス提供期間を延長すること。

Criteo に支払う対価は、ユーロで決済します。この金額は、全ての税（VAT を含む）抜きの金額とし、税は、本契約の履行に関連するロシア法の規定に従い、広告主による支払いまたは Criteo の対価からの源泉徴収とします。広告主は、当該税の全てを支払う義務があり、本契約により支払われる対価は、税額を含めるために増額することはできません。

ブラジルで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo do Brasil

本契約の準拠法: ブラジル法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: サンパウロの裁判所

本契約に適用される追加または固有の条項:

Criteo は、広告主が Criteo に支払うべき金額を表示する月次請求書（「Nota Fiscal」）を広告主に送付します。Nota Fiscal には 1 暦月（「請求対象期間」）中に提供されたサービスの総額を記載します。広告主は、請求対象期間の終わり（月末）の翌月の最終営業日までに、Nota Fiscal に記載された金額を支払います。

Criteo に対する支払いは次のように行います。



- (i) ブラジルで実施するキャンペーンについては、Nota Fiscal にブラジルレアルで金額が記載し、ブラジルレアルで支払います。したがって広告主は、Criteo の口座にブラジルレアルで送金します。
- (ii) ブラジル国外（アルゼンチン、チリ、コロンビア、メキシコなど）で実施し、ブラジルを請求先とするキャンペーンについては、広告主の支払い金額は米ドルで見積りしますが、Nota Fiscal にはブラジルレアルで記載します。このブラジルレアル金額は、米ドル金額を Nota Fiscal 発行日のレートで換算したものです。広告主は、支払い期日に Criteo の口座にブラジルレアルで送金します。銀行振込手数料は、広告主の負担とします。

広告主が支払う金額は、税額（法令に定められ、その時点で支払い義務があるもの）を控除して見積ります。
Nota Fiscal に対して何らかの申し立てがある場合、受領後 1 ヶ月以内に申し立てるものとします。

オーストラリア、ニュージーランドで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo PTY
本契約の準拠法: オーストラリア法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: オーストラリアの裁判所

オランダ、ベルギー、ルクセンブルグで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo BV
本契約の準拠法: オランダ法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: アムステルダム裁判所

フランス、スイス、アイルランド、ポルトガル、フレンチポリネシア、パチカン、モナコ、ニューカレドニア、サンマリノで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo France
本契約の準拠法: フランス法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: パリの裁判所

スペイン、ポルトガルで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo France
本契約の準拠法: スペイン法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: マドリードの裁判所

デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、エストニア、フェロー諸島、グリーンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、スヴァールバル諸島、ヤンマイエン諸島で実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Frankrike Filial Norden



本契約の準拠法: フランス法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: パリの裁判所

イタリアで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo SRL

本契約の準拠法: イタリア法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ミラノの裁判所

本契約に適用される追加または固有の条項:

イタリア民法典第 1341 条第 2 項に従い、広告主は、Criteo 販売条件の特に次の条項を承諾します。第 5 条(請求と支払い)、第 7 条(保証と免責)、第 8 条(賠償責任)、第 13 条(ii)(管轄権)。

英国、南極、ジブラルタル、ガーンジー、マン島、ジャージーで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Limited

本契約の準拠法: 英国法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ロンドンの裁判所

米国、カナダ、ベネズエラ、ペルー、エクアドル、ドミニカ共和国、コスタリカ、ウルグアイ、パナマ、プエルトリコ、グアテマラ、ボリビア、パラグアイ、エルサルバドル、ジャマイカ、ホンジュラス、ハイチ、ニカラグア、トリニダード・トバゴ、バハマ、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、チリで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Corp

本契約の準拠法: カリフォルニア州法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: サンタクララ郡の裁判所

トルコで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Reklamcılık Hizmetleri ve Ticaret A.Ş.

本契約の準拠法: トルコ法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: イスタンブールの裁判所



本契約に適用される追加または固有の条項:

「第 5 条は、以下を含めることで修正されるものとします。

広告主がトルコに本拠地を置く場合、次の条件が適用されるものとします。(i) 制限付きの広告掲載申込に関して、印紙税は Criteo が申し支払い、その印紙税の 50%が署名から 30 日以内に広告主に請求されます。(ii) 制限付きおよび制限なしの両方の広告掲載申込に関しては、前述の広告掲載申込の最長継続期間は 1 ヶ月であるものとし、これは広告主が Criteo に通知することにより、延長することができます(誤解を避けるため付け加えると、かかる通知は、有効な送信/受信受領書付きの電子メール経由でも構いません)。広告主がトルコの国外に本拠地を置く場合、次の条件が適用されるものとします。(i) 制限付きの広告掲載申込に関しては、Criteo は印紙代に責任を負うものとします。(ii) 制限付きおよび制限なしの広告掲載申込に関しては、前述の広告掲載申込書の最長継続期間は 1 ヶ月であるものとし、これは広告主が Criteo に通知することにより、延長することができます(誤解を避けるため付け加えると、かかる通知は、有効な送信/受信受領書付きの電子メール経由でも構いません)。

アラブ首長国連邦、アフガニスタン、アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、コンゴ、コートジボワール、カメルーン、アルジェリア、エジプト、エチオピア、ガボン、ガーナ、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、スワジランド、チュニジア、タンザニア、ウガンダ、イエメン、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: ドバイ首長国 2000 年法第 1 号に従い、ドバイテクノロジー・電子商取引・メディア・フリーゾーンに設立された有限責任会社である Criteo MEA FZ LLC 登録事務所: Premises 401, Floor 04, Lost Office No. 02, Dubai, UAE.

本契約の準拠法: ドバイ首長国で適用されるアラブ首長国連邦法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ドバイ首長国のアラブ首長国連邦裁判所

本契約に適用される追加または固有の条項:

本販売条件の第 6 条は、次の通り差し替えられるものとします: 「6 – 知的財産 各当事者はそれぞれ、本契約の締結前に所有していた知的財産権の単独の所有者であることに変更はありません。Criteo は Criteo テクノロジーおよび Criteo データに関する全ての知的財産権の単独の所有者です。広告主は広告主データに関する全ての知的財産権の単独の所有者です。アラブ首長国連邦法の下で禁止されている場合を除き、広告主は Criteo に対し、次の事項を行う事を認めます。(i) 広告主データを収集、使用、分析および処理する事、広告主データを Criteo データおよび Criteo 調達データと組合せる事ならびに広告主向けのサービスを実行する事。(ii) 集約済み広告主データを利用して、Criteo テクノロジー、Criteo サービスその他の Criteo 製品、例えば Criteo の E メールマーケティングサービスのようなプログラムおよび/またはサービスを改良する事。(iii) 法律によって要求される場合に、広告主データを開示する事。本契約の期間中、広告主は、Criteo (Criteo の関係会社を含む) に対し、(a) Criteo ネットワーク、(b) Criteo サービスの宣伝資料上で、広告主の商標およびロゴを使用、複製、表現すること、またバナーの広告主コンテンツを表示、複製および表現することを、全世界に適用される、使用料不要の、譲渡不能のライセンスとして認めます。Criteo は、プレスリリースに広告主の社名、ロゴおよび/または商標を使用する場合、事前に広告主に許可を求めます。広告主は Criteo テクノロジーに関し、コードの書き換え、リバースエンジニアリングまたは二次的著作物の制作を一切行ってはなりません。

インドで実施する広告キャンペーン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo India Private Limited 登録事務所: Ground Floor and First Floor, M-4, South Extension II, New Delhi, India.

本契約の準拠法: インドの法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ニューデリー

本契約に適用される追加または固有の条項:



第 5 条は、以下を加えることで修正されるものとします。

インドのキャンペーンのために Criteo とその関係会社が締結したすべての契約の印紙税は、該当する場合は、Criteo が申告し支払うものとし、その印紙税の 50%がかかる契約の締結から 30 日以内に広告主に請求されます。

インドの 1961 年所得税法(その時々で修正される通り、かつ修正法に基づく関連規則または有効に適用される所得税に適用されるその他の法令の通り)、または該当する場合は別の国の類似の法律の規定に基づき、広告主が、税金としてまたはその名称は何であれ、任意の金額を控除、または源泉徴収することが義務付けられている場合、広告主は Criteo に支払うべき金額から規定額を控除または源泉徴収するものとします。

広告主は、かかる適用法の規定に従い、そのように控除または源泉徴収された金額を支払うか、または処理するものとします。広告主がかかる控除または源泉徴収を行う場合、広告主は、かかる適用期間内に、かかる控除または源泉徴収に関して、源泉徴収税の証明書(書式 16A または適用されるその他のかかる書式/文書)、またはその他の証拠を、Criteo に提供するものとします。控除を規定する適用法に従い、広告主がかかる金額を源泉徴収したものの、源泉徴収税の当該証明書や証拠を提供せず、Criteo がかかる税金を支払うよう求められた場合は、広告主は源泉徴収した税金の範囲で、Criteo に弁済するものとします。

請求書は、適用法の要件に従い、Criteo が決定する通貨で発行されます。

Criteo の提供物に適用される現在および将来的なすべての間接税(サービス税および swachh bharat cess を含みますがこれに限定されません)は、その提供物の提供に対して支払われるべき金額に加算して、Criteo が広告主に請求するものとします。

以下の紛争解決条項が本契約に追加されるものとします。

本契約に定める事項のいずれかに関するすべての紛争または意見の相違は、両当事者が共同して選任する単独仲裁人に付託されるものとします。仲裁地はニューデリーであり、裁判籍もニューデリーであるものとします。

バージョン 2.2

最終更新日: 2016 年 4 月 22 日